



## クラブ・地区にとっての主な変更事項

2016 年規定審議会(カッコ内の番号は立法案番号を示しています)

### 出席

**規定を変更する裁量:** クラブは、出席要件と欠席による終結の方針を、より緩やか、またはより厳しくすることができます。ただし、クラブは今後も、出席報告をガバナーに送ることが求められます。クラブは、従来の出席要件に引き続き従うこともできます。(16-21)

**85 年のルール:** 一つまたは複数のロータリークラブでの所属年数と会員の年齢の合計が 85 年以上で、少なくとも 20 年の会員歴があるロータリアンは、出席規定の適用が免除されます。(16-35)

### クラブ理事会

**会計:** クラブ会計は、クラブ理事会の常任メンバーとなりました。(16-02)

**理事会の議事録:** クラブ理事会の全会合に関する書面の議事録が提供されるべきで、会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきです。(16-01)

### クラブ財務

**入会金:** クラブは、新会員が入会金を払わなくても入会を認めることができます。ただし、今後もクラブの裁量で入会金を徴収することができ、入会金やその他の会費に関する規定をクラブ細則に追加できます。(16-07)

**人頭分担金の増額:** 財務的課題への対応とクラブ支援の向上に対するニーズを受け、RI 人頭分担金が増額され、2017-18 年度には半年ごとに米貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度には半年ごとに米貨 34 ドルとなります。(16-99)

### クラブ例会

**例会スケジュールを変更するクラブの裁量:** クラブは、少なくとも月に 2 回例会を行う限り、例会の日と時間を変更したり、例会を取り消したりできます。ただし、従来の規定を継続して採用することもできます。(16-21)

**例会の取り消し:** クラブは、祝日を含む週の例会を取りやめることができます。(16-26)

**直接顔を合わせる形式とオンライン形式での例会出席:** クラブは、直接顔を合わせる形式、オンライン形式、直接型の例会へのオンライン出席、または両形式を切り変えて実施する方法のいずれも選ぶことができます。(16-30)

## **規定審議会**

**立法案:** 審議される案件は、組織規定を改正しようとする制定案と、RI 理事会からの見解表明案の 2 種類のみとなります。(16-113)

**代表議員:** 各代表議員の任期は、選出された翌年度の 7 月 1 日に開始する 3 年間となります。例として、2019 年規定審議会の代表議員は、2017 年 7 月 1 日に任期を開始し、2020 年 6 月 30 日に任期を終了します。(16-114)

**決議審議会:** 規定審議会代表議員から成る決議審議会は、電子的コミュニケーションを用いて行い、決議案を検討します。決議を提案できるのは、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会です。過半数の代表議員の投票によって採択された決議案は、規定審議会開催年度の前年度 6 月 30 日までに、RI 事務総長に提出しなければなりません。(16-113)

## **地区における変更**

**隣接地区へのクラブの移動:** 理事会は、ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区を合併、あるいはクラブ数が 100 を上回る地区でクラブを隣接地区に編入することができます。(16-84)

**地区の境界に関する理事会決定が有効化するとき:** 地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定について、決定から少なくとも 24 カ月間は有効となりません。(16-86)

## **地区のリーダーシップ**

**副ガバナー:** 副ガバナーを必ず任命する必要はなくなりました。副ガバナーの役割は、ガバナーがその任務を続行することが不可能となった場合に、その後任となることです。地区が指名委員会に選出を委ねる場合、指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した 1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出します。指名委員会で指名が受理されなかった場合、あるいは指名委員会に選出が委ねられなかった場合、ガバナーエレクトは、1 名のパストガバナーを副ガバナーとして選出できます。副ガバナーは、選出された年度の翌年度に就任します。(16-74、16-76、16-77)

**地区の年次財務表と報告書が採択されなかった場合の手続き:** 年次財務表と報告書は、地区大会の終了から 3 カ月以内、または次の地区的会合において、討議され、採択されなければなりません。その地区会合は、すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があり、また、地区的財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなければなりません。そのような地区会合が開催されない場合、ガバナーは、地区大会終了後 3 カ月の期間が終了してから 60 日以内に、郵便投票を実施しなければなりません。(16-88)

**地区資金の不適切な管理:** 地区資金の不適切な管理を含め、ロータリーの財務上の要件に従わなかった人は、財務上の不正が地区内で解決されるまで、一切の RI または地区の役職に就くことが禁じられます。(16-89)

## **E クラブ**

**E クラブとロータリークラブ:** 従来型クラブと E クラブの区別がなくなりました。ロータリーの組織規定から E クラブへの言及は削除されますが、E クラブはオンラインのみ(または主にオンライン)で例会を開くことを強調するために、引き続き同じ名称を使い、E クラブとしての立場を維持することができます。(16-82)

## **選挙**

**ガバナー選挙における対抗者の支持:** 指名を受けた人に対する対抗候補者を支持するクラブの数は、地区内の少なくとも他の 10 クラブ、あるいは地区内クラブ総数の 20% (いざれか多い方) に増加されました。この場合、当該年度の 7 月 1 日の時点で、設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブが総数に算入され、そのようなクラブが対抗者を支持できます。(16-71)

**特別選挙の合理化:** 特別な状況において地区がガバナーの指名手続きを再び踏む際に、当初の指名手続きにおいて推薦された者がいなかつた場合、ガバナーは、クラブに対してガバナー候補者の推薦を提出するよう要請する必要はありません。(16-72)

## **雑誌**

**合同での購読:** 同じ住所に住む 2 人のロータリアンは、「The Rotarian」誌、またはクラブに指定された地域雑誌を合同で講読できます。(16-96)

## **会員**

**規定と資格:** クラブは、移転会員、二重会員、名誉会員に関する規定または要件を独自に決めることができます。ただし、従来の決まりを続けて採用することもできます。会員として義務付けられる唯一の資格は、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人であることです。(16-36、16-38)

**新しい会員身分:** クラブは、準会員、法人会員、家族会員、またはその他の会員身分を設けることがあります。クラブは、クラブ請求書に含めることを目的として、これらの追加された種類の会員を「正会員」としてロータリーに報告します。これらの会員に課すその他の財務上の義務(クラブ会費、食事代など)、出席要件、奉仕に関する期待事項は、クラブが決定します。ただし、国際ロータリーに記録され、会員への全恩典を享受できるのは、RI 人頭分担金を支払う正会員のみとなります。(16-36)

**ロータリークラブとローター・アクトクラブの二重会員:** ローター・アクトは、同時にローター・アクトクラブとロータリークラブの会員となることができます。(16-40)

**会員の金銭的債務に関する文書の提供:** ほかのクラブでの未納金がある会員候補者は、クラブへの入会資格がありません。クラブは、元会員が以前のクラブに対して金銭的債務がないことを確認しなければなりません。会員が移転を望む場合、あるいは元会員が移転を望む場合において、クラブがその人の未納金の有無を記した文書を要請した際、その要請には 30 日以内に対応が成されなければなりません。そのような文書が提供されなかった場合、その会員は以前のクラブに対して金銭的債務がないとみなされます。この変更は RI 細則に記載されますが、標準ロータリークラブ定款への記載はなくなります。(16-51)

## **新クラブ**

**創立会員の最低人数:** 新クラブを創立するには、最低 20 名の創立会員が必要です。(16-83)

## **一時保留**

**会員身分の一時保留:** クラブは、最長で 90 日間、会員の会員身分を一時保留できます。クラブは、一時保留期間の終了時点で、その会員を終結するか、復帰させるかしなければなりません。一時保留された会員は、一時保留について提訴するか、調停や仲裁を求めるることができます。(16-49、16-50)

**法的訴訟を理由とするクラブの加盟停止または終結:** 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、国際ロータリーまたはロータリー財団(理事、管理委員、役員、職員を含む)を相手に訴訟を起こした会員がクラブにいる場合、理事会はそのクラブの加盟を停止または終結させることができます。規定審議会はまた、繰り返し選挙への苦情を申し立てる地区に対して RI 理事会が行動を起こす状況・条件を明確にしました。(16-81)